



行政書士ししが

発行所 滋賀県行政書士会
 発行人 井上超由/編集人 奥野慎太郎
 所在地 滋賀県行政書士会館
 〒520-0056
 大津市末広町2-1(JR大津駅前徒歩1分)
 TEL(077)525-0360・FAX(077)528-5606
 E-mail: shigakai@gyosei-shiga.or.jp
 URL: http://www.gyosei-shiga.or.jp/

謹賀新年



令和三年 元旦

滋賀県行政書士会 会長 井上 超由
 役員一同

〔浮御堂〕(公益社団法人びわこビジターズビューロー提供)



新年のご挨拶

滋賀県行政書士会 会長

井上 超由

新年明けましておめでとうございます。皆様におかれましては、お健やかに新春をお迎えのことと心からお慶び申し上げます。

昨年は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、行政書士の業務においても、滋賀県行政書士会の運営においても大きな影響を受けました。

多くの会員が、新型コロナウイルス感染症関連の各種支援策についての業務に対応されたと思います。持続化給付金、家賃支援給付金等行政書士の法定独占業務も多く、これらの申請に行政書士は資格者として責任を持って対応しました。

滋賀会も、日本行政書士会連合会が全国一斉に実施した「中小企業等支援施策に関する電話相談」に4月から8月まで相談窓口を設置し、7月からは、滋賀県が開設した「新型コロナウイルスワンストップ相談窓口」の業務を受託して、平日常時2名の会員が電話相談に従事し、必要に応じて訪問支援も行いました。また、県内の商工会にも、新型コロナウイルス感染症の各種支援策に関する相談員を紹介して、会員が相談員として従事しました。

滋賀会の事業執行に関しましても、感染第一波の段階では、

当初予定していた研修会等の行事を中止しなければならない状況もありましたが、その後、研修会や会議をオンラインで開催する方法なども活用して、新型コロナウイルスにより各種事業が停滞しないように対策を講じました。

また、昨年7月に大津市と災害協定を締結しました。これは、災害時に会員が罹災証明書の申請支援をするなどして、特に災害弱者の方のお役に立つために協定を結んだものです。

新型コロナウイルス感染症については、海外においてワクチンの接種が始まったこと、政府の緊急経済対策、株価が上昇傾向にあること等明るい兆しも見えてきています。しかしながら、需要の冷え込み、失業者の増加、国際人流への影響等、本年も影響は避けられそうにありません。

また、本年9月には、デジタル庁の設置が決定されており、政府は国だけでなく地方公共団体もスコープ(範囲)に入れたデジタル化を急速に進めております。

滋賀会としましては、新型コロナウイルス感染症による影響への対応を引き続き継続しながら、従来から取り組んでいる研修事業や官民からの業務受託を滞らせることなく実施してまいります。そして、デジタル化への対応をさらに進め、災害協定についても県内の各市町に広げてまいります。上記の各施策を通じて行政書士がさらに社会に貢献ができるようにしてまいりたいと思いますので、会員の皆様のご協力をお願いいたします。

最後になりましたが、皆様方にとって本年が良い年となりますよう祈念申し上げます、新年のご挨拶といたします。